

# 令和元年10月1日から

## 3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育所などを

### 利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの 住民税非課税世帯 の子どもたちも対象になります。

## 【認可保育所を利用する子どもたち】

### 【対象者・利用料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化されます
  - ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
  - ・通園送迎費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者様の負担になるものがあります。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 保育所に加え、地域型保育（小規模保育所・事業所内保育所）も同様に無償化の対象とされます。

## 【認可外保育施設等を利用する子どもたち】

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの区市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
  - (注1) 認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
  - (注2) 「保育の必要性の認定」とは、仕事をしているなどの理由により、保育ができない状況を証明する手続きを行い、区市町村の認定を受けることです。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは 月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
  - (注1) 認可外保育施設とは、認証保育所、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
  - (注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、施設から区市町村へ書類が提出され、区市町村による確認ののち、公示を行うことで対象施設となります。

## 問合せ先

### 認定手続きに関すること

大田区保育サービス課 保育利用支援担当

TEL 03-5744-1280

### 利用料の給付に関すること

保護者負担軽減補助金事務センター（保育サービス課内）

TEL 03-5744-1312

### 保育サービス利用に関する相談

大田区保育サービス課 保育サービスアドバイザー

TEL 03-5744-1617